

議案第46号

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に関し、電磁的記録を認める旨の改正が行われたことに伴い、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

令和3年12月16日原案可決